

中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策  
小委員会等の廃止について（案）

中央環境審議会大気環境部会における小委員会及び専門委員会のうち、検討事項のとりまとめを終了したもの及び当面の間調査事項が見込まれないものとして、下記の委員会を廃止することとし、平成13年3月19日付け大気環境部会決定「中央環境審議会大気環境部会の小委員会及び専門委員会の設置について」を別紙のとおり改定する。

記

自動車排出ガス総合対策小委員会  
悪臭専門委員会  
揮発性有機化合物測定方法専門委員会

中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の  
設置について（案）

平成13年 3月19日 部会決定  
平成16年 7月 1日 改正  
平成16年 9月30日 改正  
平成17年10月 7日 改正  
平成20年 1月29日 改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。

健康リスク総合専門委員会  
環境基準専門委員会  
有害大気汚染物質排出抑制専門委員会  
自動車排出ガス専門委員会  
揮発性有機化合物排出抑制専門委員会

2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。
3. 環境基準専門委員会においては、有害大気汚染物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。
4. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
5. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。

6. 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
  
7. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。

## 新旧対照表

改正案	現 行
<p>中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置について</p>	<p>中央環境審議会大気環境部会の<u>小委員会及び専門委員会の設置について</u></p>
<p>中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会について次のとおり決定する。</p> <p>1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">健康リスク総合専門委員会 環境基準専門委員会 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会 自動車排出ガス専門委員会</p> <p style="margin-left: 2em;">揮発性有機化合物排出抑制専門委員会</p> <p>（削除）</p> <p><u>2.</u> 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>3.</u> 環境基準専門委員会においては、有害大気汚染物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>4.</u> 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>5.</u> 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。</p> <p>（削除）</p> <p><u>6.</u> 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。</p> <p>（削除）</p> <p><u>7.</u> 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。</p>	<p>中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の<u>小委員会及び専門委員会</u>について次のとおり決定する。</p> <p>1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の<u>小委員会及び専門委員会</u>を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>自動車排出ガス総合対策小委員会</u> 健康リスク総合専門委員会 環境基準専門委員会 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会 自動車排出ガス専門委員会 <u>悪臭専門委員会</u> 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会 <u>揮発性有機化合物測定方法専門委員会</u></p> <p><u>2.</u> <u>自動車排出ガス総合対策小委員会</u>においては、<u>自動車排出ガスに関する総合的な対策に関する事項を審議する。</u></p> <p><u>3.</u> 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>4.</u> 環境基準専門委員会においては、有害大気汚染物質に係る環境基準に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>5.</u> 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>6.</u> 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>7.</u> <u>悪臭専門委員会</u>においては、<u>悪臭の防止に関する専門の事項を調査する。</u></p> <p><u>8.</u> 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。</p> <p><u>9.</u> <u>揮発性有機化合物測定方法専門委員会</u>においては、<u>揮発性有機化合物の測定方法に関する専門の事項を調査する。</u></p> <p><u>10.</u> 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。</p>